

トップランナー挑戦支援事業実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構の理事長（以下「理事長」という。）は、高い競争力を持ち、県産業全体の高付加価値化と持続的発展に寄与する企業を創出するため、中小企業者による新規性の高い技術等の研究開発、国等の競争的資金の活用を見込む先行研究・事業可能性調査、独自の技術・アイデア等を基にした従来にはない画期的な製品やサービスの開発等により、企業収益の高付加価値化において成長を図る取組に要する経費に対し、予算の範囲以内において助成金を交付するものとする。その交付に関しては、創業・経営革新総合支援事業費補助金交付要綱（平成14年4月1日制定）及び公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日）（以下「機構要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び協同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）、特定の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第50号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいう。

- 2 この要領において「大企業」とは、前項に規定する中小企業者以外の者をいう。但し、以下の各号に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
 - (1) 中小企業投資育成会社法（昭和38年6月10日法律第101号）に規定する中小企業投資育成会社
 - (2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年3月27日法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定を締結した者
 - (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年6月3日法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合
- 3 この要領において「助成事業者」とは、助成金の交付決定を受けた者をいう。
- 4 この要領において「付加価値額」とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。
- 5 この要領において「大学・試験研究機関等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関、国立研究開発法人又は独立行政法人であつ

て試験研究に関する業務を行う機関及び地方公共団体が設置する試験研究機関をいう。

- 6 この要領において「国等の競争的資金」とは、国、独立行政法人、公益法人等が、研究開発課題等を広く募集を行い、応募された課題を審査・評価づけし、採用した課題の研究等を行う応募者に交付する研究開発資金をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者は、中小企業者及びそれらを含むグループ（以下「中小企業者等」という。）とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している中小企業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業者
 - (3) 役員数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者については、この事業の対象者としなない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合は、対象とすることができる。

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第3条に規定する対象者が行う次に掲げる事業であって、対象者の付加価値額又は従業員一人あたり付加価値額のいずれかにおいて、相当程度の向上が見込まれる事業とする。

- (1) 技術・製品開発支援タイプ

新規性の高い技術等の研究開発事業及び独自の技術やアイデア等を基にした従来には

ない画期的な製品開発事業並びにその販売プロモーション事業で、別表 1 に規定する助成対象経費の総額が 200 万円以上であるものとする。

(2) 研究開発支援タイプ

助成事業が完了した日より概ね 2 年以内での国等の競争的資金応募に向けた、新技術の開発前段階の先行研究又は事業可能性調査に関する事業で、助成対象者は大学・試験研究機関等と研究開発体制を組織するものとし、別表 1 に規定する助成対象経費が総額 200 万円以上であるものとする。

(助成金の交付基準)

第 5 条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表 1 に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

- 2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表 2 に掲げる助成率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額以内とする。ただし、算定した助成額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 助成事業の実施期間は、別表 2 のとおりとする。

(助成金の交付条件)

第 6 条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合（第 10 条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (4) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
- (5) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。
- (7) 助成事業の成果の事業化、助成事業により取得した工業所有権の譲渡若しくは実施権の設定又は助成事業の成果の他への供与により収益が生じたときは、交付した助成金の全部又は一部を機構に納付させることがあること。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付申請は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに理事長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる事項について総合的に審査し、助成金の交付を決定する。

(1) 技術・製品開発支援タイプ

- ① 技術開発の方向性
- ② 技術・製品の新規性
- ③ 市場性
- ④ 計画の実現性・実施体制
- ⑤ 事業の収益性・継続性
- ⑥ 成果の波及効果

(2) 研究開発支援タイプ

- ① 国等の競争的資金と本助成事業との整合性
- ② 国等の競争的資金獲得を目指す研究開発事業全体の技術面の方向性
- ③ 国等の競争的資金獲得を目指す研究開発事業全体の事業化面の方向性
- ④ 助成事業における実施内容
- ⑤ 助成事業の実施計画の実現性・実施体制

2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。

- (1) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあること
- (2) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあること

3 理事長は、助成金の交付決定を行おうとするときは、機構の審査会における審査意見を尊重するものとし、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。

4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表1に定める対象経費の区分間において、2割を超える増減をする場合
- (2) 事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 11 条 第 6 条第 2 号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 12 条 第 6 条第 3 号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記第 4 号様式による事業遅延報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 13 条 助成事業者が助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から 20 日を経過した日までに取下げをすることができる。

(状況報告)

第 14 条 助成事業者は、別記第 5 号様式による業務遂行状況報告書を理事長の指定する期日までに提出するものとする。

(実績報告)

第 15 条 助成事業者は、別記第 6 号様式による実績報告書を助成事業が完了した日（第 11 条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して 10 日を経過した日、若しくは理事長の指定した期日までに理事長に提出しなければならない。

(事業化状況報告)

第 16 条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する年度の終了後、別に定める期間、毎年度助成事業に係る事業化等の状況について、別記第 7 号様式による事業化等状況報告書及び決算報告書の写しを理事長に提出しなければならない。

2 前項の事業化等状況報告書及び決算報告書の写しの提出は、毎会計年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。）終了後 10 日以内に行わなければならない。

(工業所有権に関する届出)

第 17 条 助成事業に基づく発明、考案等に係る特許権、実用新案権又は意匠権について、助成事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年以内に、出願若しくは取得した場合又はこれらの権利を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条の規定により提出する事業化等状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(成果の発表)

第 18 条 理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて成果の発表会において、事業の進捗状況の報告を求めることができる。

(検査の実施)

第 19 条 理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

(助成金の支払)

第 20 条 助成金は、助成事業者からの実績報告を理事長が受けた後、機構要綱第 13 条の規定による額の確定後に支払うものとする。

2 助成金の支払いを受けようとする者は、別記第 10 号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 21 条 この助成金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）で、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。

2 助成事業者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分する場合は、理事長に対し別記第 8 号様式による財産処分承認の申請を行わなければならない。

3 理事長は、前項の承認をした場合、当該処分により助成事業者に入収があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。

4 助成事業者は、取得財産等について、別に定める取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

5 助成事業者は、取得財産等があるときは、第 15 条に規定する実績報告書に前項の取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1 助成対象経費

助成事業の 区分	対象経費の 区分	助成対象経費の内容
(1)技術・製 品開発支援 タイプ	機械装置費	機械装置及びソフトウェアのレンタル・リースに要する経費
	工具器具備 品費	研究開発用の工具器具備品の購入、製作、レンタル・リース に要する経費
	保守・改良 修理費	工具器具備品又は既所有の機械装置等の機能維持及び改良、 修理に要する経費
	クラウドサービス 利用費	クラウドサービスの利用に要する経費
	原材料費	試作物の研究開発に必要な原材料及び副資材の購入に要す る経費
	外注加工費	試作物の研究開発に必要な外注加工に要する経費
	委託費	技術指導の受け入れに要する経費 調査・試験・検査を委託する場合の経費 共同研究（開発）に要する経費 設計・デザインの一部を委託する場合の経費
	知的財産権 関連経費	助成事業期間内に得た事業成果に係る特許権等の知的財産 権の取得に要する弁理士の手続代行費用及び翻訳料等の関 連する経費
販売プロモ ーション費	助成事業に係る販売プロモーション及び展示会・見本市への 出展に係る、出展小間料、会場借上料、装飾費、機器のレン タル料、備品費、印刷費、ホームページ作成費	

【助成対象外経費】

- ・消費税、銀行等口座振込手数料（支払先が負担する場合を含む）、収入印紙代
- ・汎用性が高く助成事業以外でも使用が可能な物品等（パソコン、スマートフォン、
タブレット端末、プリンタ等）
- ・その他本事業に関係がない経費

助成事業の 区分	対象経費の 区分	助成対象経費の内容
(2) 研究開発支援タイプ	機械装置費	機械装置及びソフトウェアのレンタル・リースに要する経費
	工具器具備品費	研究開発用の工具器具備品の購入、製作、レンタル・リースに要する経費
	保守・改良修理費	工具器具備品又は既所有の機械装置等の機能維持及び改良、修理に要する経費
	クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に要する経費
	原材料費	試作物の研究開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
	外注加工費	試作物の研究開発に必要な外注加工に要する経費
	委託費	技術指導の受入に要する経費 調査・試験・検査に要する経費 共同研究（開発）に要する経費 設計・デザインの一部を委託する場合の経費
	知的財産権関連経費	助成事業期間内に得た事業成果に係る特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用及び翻訳料等の関連する経費

【助成対象外経費】

- ・消費税、銀行等口座振込手数料（支払先が負担する場合を含む）、収入印紙代
- ・汎用性が高く助成事業以外でも使用が可能な物品等（パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ等）
- ・その他本事業に関係がない経費

別 表 2 助成金の交付基準

助成事業の実施期間	助成限度額	助成率	備考
交付決定日から当該年度の2月末日まで	500万円	2分の1以内	